

生衛いばらき WEB版 第45号

令和6年5月号

発行所 (公財)茨城県生活衛生営業指導センター

電話 029-225-6603

FAX 029-225-6638

茨城県生活衛生営業指導センター事業紹介

当センターでは令和6年度の事業を次のとおり実施します。

令和6年度茨城県生活衛生営業指導センター事業計画

生衛業を取り巻く環境は、経営者の高齢化、後継者不足などの課題を抱えるのに加えて、長引く新型コロナの影響や原材料費等の高騰などで非常に厳しい状況にあり、また、近年急速に進展しているデジタル化への対応も避けて通れません。

国民生活に密着した商品・サービスを提供する生衛業は、国民のニーズや 経営環境の変化にも対応しながら、経営の健全化と衛生水準の維持向上のため不断の努力が大切です。

こうしたことを踏まえ、当センターでは、関係機関との連携を密にしながら、生衛業者の経営の健全化及び振興を通じて、衛生水準の維持向上と利用者又は消費者の利益擁護を図るため、令和6年度は以下の事業に積極的に取り組むとともに、生衛業者に対する生衛組合への加入促進を図るなど、生衛組合の充実強化に努めてまいります。

〇事業

1 相談指導事業

- ・当センターの生活衛生営業経営指導員3名による常設相談室のほか、税理士による税務相談会や、関係団体等が行う講習会場等での出張相談を行います。
- ・日本政策金融公庫の生活衛生融資を利用する際の助言・指導を行うとともに、「一般貸付」に係る推薦事務を行います。
- ・経営特別相談員の資質向上を図るため、年2回研修会を開催します。
- ・生衛業者の経営状況を改善して地域活性化を図るために、全国生活衛生営業指導センターと連携し、専門家による伴走型支援を行います。

2 衛生水準の確保・向上事業

- ・衛生水準の確保・向上を図るための事業計画を作成・実施し、年度末にその事業結果の評価等を行います。

- ・生衛組合の加入促進のため、「生活衛生同業組合活動推進月間」（11月）を中心に広報、啓発活動を行います。

3 後継者育成支援事業

- ・学生に生衛業の魅力ややりがい等を紹介して就労のきっかけとしてもらうとともに、生衛業の後継者確保を図るため、県内の中学校に講師を派遣して出前授業を実施します。

4 消費者懇談会

- ・消費者又は利用者の多様なニーズや消費行動を把握し、生衛組合のサービス向上に資するため、消費者懇談会を開催します。

5 受動喫煙防止対策普及啓発事業

- ・労災保険の適用対象外の個人事業主で、既存特定飲食提供施設の事業主が屋外喫煙所等を設置・改修する場合の助成制度の周知及び助成金申請書類の形式的審査事務を行います。

6 健康・福祉対策推進事業

- ・感染症等予防のための巡回指導・相談を実施するほか、啓発リーフレットを作成・配布します。

7 研修・講習会等事業

- ・生衛業者等を対象に、健全な事業経営を展開していくための経営セミナーを開催します。
- ・クリーニング師研修及びクリーニング業務従事者講習会を各3回開催します。

8 標準営業約款登録普及促進事業

- ・理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業及び一般飲食店営業に係る標準営業約款（Sマーク）の登録事務を行います。
- ・「標準営業約款普及及び登録促進月間」（11月）を中心に、標準営業約款の周知広報活動を行います。

9 情報化推進事業

- ・ホームページの更新や広報誌「生衛いばらき」の発行を通して、当指導センターの業務、組合活動及び業界の動向等を随時情報発信していきます。

10 生衛業景気動向・経営状況等調査事業

- ・生衛業者を対象に、生衛業景気動向・経営状況等調査を年4回実施します。

当センターが茨城県事業承継ネットワークの構成機関になりました

茨城県では、高齢化や後継者問題を抱える中小企業の円滑な事業承継を促進するため、「茨城県事業承継支援ネットワーク」を設置しており、県内の商工会議所、商工会、金融機関、士業団体等による構成機関が連携・協働体制を確立しながら事業承継支援を行っていますが、令和6年4月に当センターも構成機関として登録し、積極的に事業承継支援を行ってまいります。

後継者問題でお悩みの生衛業事業者の方は、それぞれの生活衛生同業組合、もしくは直接当センターまでご相談ください。

茨城県事業承継支援ネットワーク構成機関

令和6年4月1日現在

商工会・商工会議所

茨城県商工会連合会	029-224-2635	日立商工会議所	0294-22-0128
茨城県商工会議所連合会	029-226-1854	石岡商工会議所	0299-22-4181
水戸商工会議所	029-224-3315	下館商工会議所	0296-22-4596
土浦商工会議所	029-822-0391	結城商工会議所	0296-33-3118
古河商工会議所	0280-48-6000	ひたちなか商工会議所	029-273-1371

商工会・商工会議所以外の支援機関

茨城県中小企業団体中央会	029-224-8030	茨城県中小企業活性化協議会	029-300-2288
(公財) いばらき中小企業グローバル推進機構	029-224-5317	茨城県信用保証協会	029-224-7811
茨城県よろず支援拠点	029-224-5339	(公財) 日立地区産業支援センター	0294-25-6121
(公財) 産業雇用安定センター茨城事務所	029-231-6044	(公財) 茨城県生活衛生営業指導センター	029-225-6603

金融機関

常陽銀行	029-300-2653	茨城県信用組合	029-231-2131
筑波銀行	029-859-8111	みずほ銀行水戸支店	029-224-4151
水戸信用金庫	029-222-3311	日本政策金融公庫水戸支店	029-221-7138
結城信用金庫	0296-32-2110	商工組合中央金庫水戸支店	029-225-5151

士業団体

茨城県弁護士会	029-221-3501	(一社) 茨城県中小企業診断士協会	0299-56-4301
日本公認会計士協会東京会茨城県会	029-297-8270	(一社) 茨城県経営コンサルタント協会	029-239-5415
関東信越税理士会茨城県支部連合会	029-221-8786		

行政機関

茨城県産業戦略中小企業課	029-301-3560	つくば市経済部産業振興課	029-883-1111
日立市産業経済部商工振興課	0294-22-3111	龍ヶ崎市市民経済部商工観光課	0297-64-1111
水戸市産業経済部商工課	029-232-9185	笠間市産業経済部商工課	0296-77-1101

オブザーバー

経済産業省関東経済産業局	048-600-0425	東京中小企業投資育成(株)	03-5469-5855
日本銀行水戸事務所	029-224-2734	(独) 中小企業基盤整備機構 関東本部	03 - 6459 - 0074
関東財務局水戸財務事務所	029-221-3188	(独) 中小企業基盤整備機構 中小企業事業引継ぎ支援全国本部	03 - 5470 - 1595

日本政策金融公庫からのお知らせ



生活衛生同業組合の組合員のみなさまへ融資のご案内

日本政策金融公庫 国民生活事業では、生活衛生同業組合の組合員のみなさまを対象としたご融資制度をお取り扱いしております。

融資制度の例

資金名	振興事業貸付(注1)	生活改善貸付
ご利用いただける方	生活衛生関係の事業を営む方で、振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方	生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者(注2)であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方
融資限度額	設備資金：1億5,000万円 ～7億2,000万円(注3) 運転資金：5,700万円	2,000万円
ご返済期間	設備資金：20年以内 [うち据置期間2年以内](注4) 運転資金：7年以内 [うち据置期間2年以内]	設備資金：10年以内 [うち据置期間2年以内] 運転資金：7年以内 [うち据置期間1年以内]
利率(年)	基準利率、特別利率A・B・C・J	特別利率F

(注1)ご利用にあたっては、振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の長(組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。)が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。

(注2)常時使用する従業員が5人(旅館業及び興行場営業を営む方は20人)以下の会社または個人

(注3)業種によって異なります。

(注4)訪日外国人旅行者(インバウンド)対応に必要な設備資金であって、店舗・宿泊施設の新設および増改築にかかるものについては、30年以内。

※お使いみち、ご返済期間または担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。

賃上げ貸付利率特例制度

日本政策金融公庫 国民生活事業では、自社従業員の賃上げに取り組む方にご利用いただける「賃上げ貸付利率特例制度」をお取り扱いしています。

POINT 1

雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある方が対象となります

POINT 2

ご利用いただく融資制度に定める貸付利率から、利率が引下げとなります

POINT 3

ご融資日から2年間、利率が引下げとなります

賃上げ貸付利率特例制度 概要

ご利用いただける方	新たに事業を開始後3ヵ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額(注1)の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある方(注2) (注1)雇用者に対する給与等の支給額のことをいいます。雇用者には、パート、アルバイトおよび日雇い労働者も含めますが、法人の役員および個人事業主の家族従業員は含めません。 (注2)最近の決算期において既に増加している方を含み、最近の決算期において雇用者給与等支給額の支出がない方を除きます。
利率(年)	各融資制度に定める利率-0.5%(ご融資日から2年間) (※)利率の下限は0.3%
その他	上記以外の融資条件は、各融資制度に定める条件が適用されます。

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

くわしくは、当社ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。

無料相談のお知らせ

生活衛生業の 皆様へ

無料

実施期間
令和6年12月末まで

「今、困っていること」を
専門家に相談してみませんか!!



令和5年度補正 生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業

申込は当指導センターまで

問合せ先 公益財団法人 茨城県生活衛生営業指導センター
〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎3階

TEL 029-225-6603

FAX 029-225-6638

営業時間 9:00~17:00 (平日のみ)

担当者 亀山 萩原

E-mail ibarakicenter@seiei.or.jp

生活衛生関係営業経営支援緊急対策 個別相談・指導申込書

(公財) 茨城県生活衛生営業指導センター 行き

FAX : 029-225-6638
E-mail : ibarakicenter@seiei.or.jp

令和 年 月 日

フリガナ				
店 舗 名				
代 表 者 名				
住 所	〒			
担 当 者 名	役 職		フリガナ 氏 名	
連 絡 先	T E L		F A X	
	E-mail			
業 種				
相 談 項 目	<input type="checkbox"/> 国、都道府県及び市区町村の支援施策の利用・申請等の指導・相談 <input type="checkbox"/> 生活衛生貸付等融資の利用の相談・指導 <input type="checkbox"/> デジタル化対応に関する相談・指導 <input type="checkbox"/> 税制活用に関する相談・指導 <input type="checkbox"/> 事業承継に関する相談 <input type="checkbox"/> コロナ禍におけるその他経営に関する相談・指導			
相 談 内 容	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>			
加入生活衛生組合 組 合 名 (該当項目に☑)	<input type="checkbox"/> 理 容 <input type="checkbox"/> 美 容 <input type="checkbox"/> 興 行 <input type="checkbox"/> クリーニング <input type="checkbox"/> ホテル旅館 <input type="checkbox"/> 麵 類 <input type="checkbox"/> 食 肉 <input type="checkbox"/> す し <input type="checkbox"/> 中華料理 <input type="checkbox"/> 料理飲食 <input type="checkbox"/> 加入なし			

起業・新事業を考えている皆さんへのお知らせ

地域課題を解決する 起業・新事業を応援します。

令和6年度 地域課題解決型起業支援金

県内で抱える地域課題の解決を目的に新たにデジタル技術を活用して起業をする方及びSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野でのデジタル技術を活用した事業承継又は第二創業をした方に対し、茨城県地域課題解決型起業支援金を交付することにより、県内経済の活性化を図ることを目的としています。

補助対象者	起業者、事業承継又は第二創業者 ※詳細は裏面参照 ※事業承継：代表者の交代を伴い、新たな事業へ取り組む場合を想定しています。 第二創業：同一法人が、既存事業とは異なる新たな事業へ取り組む場合を想定しています。
補助対象事業	茨城県内で実施する茨城県が地域再生計画において定める分野※1において、地域の課題解決に資する社会的事業※2 ※詳細は裏面参照 ※1地域活性化関連、まちづくりの推進、農業振興、医師不足対策、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連分野等 ※2①起業等をする地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題の解決に資すること(社会性及び必要性) ②提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業継続が可能であること(事業性) ③起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること(デジタル技術の活用)
補助対象経費	人件費、店舗等借入費、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング費、広報費、外注費、委託費
補助金額	最大200万円
補助率	1/2以内
採択予定	5件程度
募集期間	令和6年 4月25日(木)～5月27日(月) (17時必着)

さらに

当起業支援金に採択された方で、東京23区に在住又は東京圏在住で23区に通勤する方が、茨城県に移住し、要件を満たす場合に

※世帯 100万円 (+子ども1人につき最大100万円)

※単身 60万円 の移住支援金を支給します。

※詳細については、こちらをご参照ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/kikaku/ijyusuishin/iju-2chiiki/ijushienkin.html>

裏面もご覧ください。



お問合せ先

茨城県地域課題解決型起業支援金事務局
株式会社ひたちなかテクノセンター 企業支援部 経営基盤支援課
TEL : 029-264-2242 E-mail:kiban@htc.co.jp

茨城県生活衛生営業指導センタースタッフ紹介

茨城県生活衛生営業指導センターでは、生衛業者の皆様に向けた相談業務の充実を図ることとし、今年度よりセンター内に経営相談室を設け、当センター職員の萩原 薫 経営指導員が令和6年4月1日付けで経営相談室長に就任しました。

生衛業を経営していく中でお悩み事があれば、当センターまでお気軽にご相談ください。

【自己紹介】 萩原 薫 経営相談室長

令和6年4月1日付けで経営相談室長を拝命しました経営指導員の萩原でございます。

日頃から生活衛生同業組合並びに生活衛生関係営業のみなさまには大変お世話になっております。

簡単に自己紹介をさせていただきます。出身は茨城県桜川市(旧岩瀬町)で現在は笠間市に家族3人で暮らしております。私は、当指導センターに平成31年4月から勤務しており、前職は株式会社日本政策金融公庫で北は北海道から西は岐阜県の間で10県に勤務しておりました。担当業務は融資から債権管理まで幅広くに経験いたしました。このような経験を活かしましてみなさまの経営のお役に立てるよう今後も積極的に取り組んでまいりますのでよろしく願いいたします。

蛇足ではありますが、趣味は山歩で北海道から九州まで暇を見つけては自然との対話を楽しんでいます。ちなみに筑波山はホームグラウンドです。日課は昼休みの階段昇降です、日々脚力強化に鍛錬し、みなさまの足手まといにならないよう努めます。

